

事 務 連 絡
平成 27 年 10 月 16 日

教 職 員
本 学 で 働 く 学 生 各位

総 務 部 人 事 課 長

マイナンバーの収集等について（通知）

平成 27 年 8 月 17 日付通知（教職員宛）及び平成 27 年 9 月 11 日付通知（本学で働く学生宛）でもお知らせしたとおり、平成 28 年 1 月 1 日より税・社会保障の分野においてマイナンバーの利用が開始されます。

職員の方に関わる本学の対応の概要は下記の通りとなります。詳細は別途通知しますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

記

1) マイナンバーの収集について

11 月 17 日配布の給与明細に、例年どおり「扶養控除申告書」を同封します。

在職中の職員（学外非常勤講師及び短期雇用職員を除く。）の方全員に、扶養控除申告書にマイナンバーを記入のうえで提出していただきます。

※ 研究休職中などで現在国内に住民票がない方については、マイナンバーは発行されません。帰国し、国内の市区町村に転入した時点でマイナンバーが発行されますので、その後に提出していただきます。

※ 先にご連絡のとおり、10 月まで給与明細の Web 化の試行期間としておりましたが、11 月の給与支給分につきましても、引き続き紙の給与明細をお配りします。

2) 有報酬の学外非常勤講師及び短期雇用職員の方のマイナンバーの収集について

有報酬の学外非常勤講師及び 12 月以降雇用契約のある短期雇用職員の方については、マイナンバー届出専用の様式「個人番号等届出書」にて収集を行います。

3) マイナンバー提出の義務化及び処分の規定について

就業規則に、マイナンバー提出の義務を規定する予定です。また、業務上知り得たマイナンバーを漏えいしたり、法律で定められている目的以外でマイナンバーを利用した場合の処分も規定することとなりますので、マイナンバーの取扱いには十分にご注意願います。

4) 採用事務に関わる職員の研修について

11月17日(予定)に、採用事務に関わる職員(常勤及び非常勤)を対象とした研修を行います。採用書類を扱う各分野の秘書の方についてもマイナンバーに接する可能性がありますので、研修の対象となります。必ずご参加いただきますようお願いいたします。

お願い) 通知カード及び個人番号カードの取得について

先にお知らせのとおり、10月5日から住民票住所へのマイナンバーの通知が開始されています。確実に通知カードを入手し、紛失等しないよう、しっかりと保管をしてください。なお、扶養家族のマイナンバーも必要となりますので、同居していないが扶養に含まれている家族等につきましても、確実にマイナンバーを取得できるようにしておいてください。

また、通知カードに同封されている申請書によって、平成28年1月以降「個人番号カード」を作成することができます。初回の発行は無料となっておりますので、申請いただきますようお願いいたします。

※通知カード(イメージ)

通知カード			
個人番号			
氏 名			
住 所			
年	月	日生	性別
発 行	年	月	日
住所地市町村長名			

※個人番号カード(イメージ)

(裏面)	
個人番号 1234 5678 9012	

(表面)	
氏 名	個人番号 カード
住 所	
生年月日	平成27年●月○日
性 別	○
有効期限	2026年●月○日まで有効
マイナンバーカード	
サインパネル領域	

※マイナンバーについてご不明な点は「内閣官房マイナンバーコールセンター」

0570-20-0178

(平日9時30分～22時00分 土日祝9時30分～17時30分)

にお問い合わせください。 ※通話料がかかります。

ホームページ: <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

以 上

本件担当:

総務部人事課人事企画係

川畑・佐藤・植田

jinjikikaku.adm@tmd.ac.jp